

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年8月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200912号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月1日から平成18年10月10日まで

A社には平成11年5月に入社した。当初はアルバイトで短時間勤務であったため、厚生年金保険には加入していなかったが、平成15年4月1日から正社員となり、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る2002年分から2006年分までの源泉徴収簿及び人事記録並びに同社の事業主及び担当者の回答等により、請求者が請求期間においてアルバイトとして勤務していたことが認められ、同社の担当者は、社員の厚生年金保険加入の取扱いについて、正社員のみが対象であり、アルバイトとして月の勤務日数及び週の勤務時間が正社員の4分の3未満で勤務していた請求者は、厚生年金保険に加入させていない旨陳述している。

また、A社の事業主及び担当者は、請求者の雇用形態がアルバイトから正社員に変わった平成18年10月10日から厚生年金保険に加入させた旨回答及び陳述している。

さらに、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、上記源泉徴収簿において、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。